

4. 介護サービス事業所等の整備について



加賀市健康福祉部長寿課

平成 29 年 11 月 16 日

介護サービス事業所等の整備について

- 第7期の基盤整備方針
- サービス基盤の整備目標
 - － 施設サービス
 - － 小規模多機能型居宅介護(サテライト型も含む)・看護小規模多機能型居宅介護
 - － 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所含む)
 - － 地域密着型事業所
 - － 介護保険施設の個室ユニット化
 - － 介護予防拠点
 - － 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム

第7期の基盤整備方針

住み慣れた地域での生活を継続するため、**第6期までの整備方針を継続する**。昨今の介護人材不足などの状況への対応として、必要なサービスの維持・普及を進めるために、**余剰サービスの新規整備の抑制**を行う。

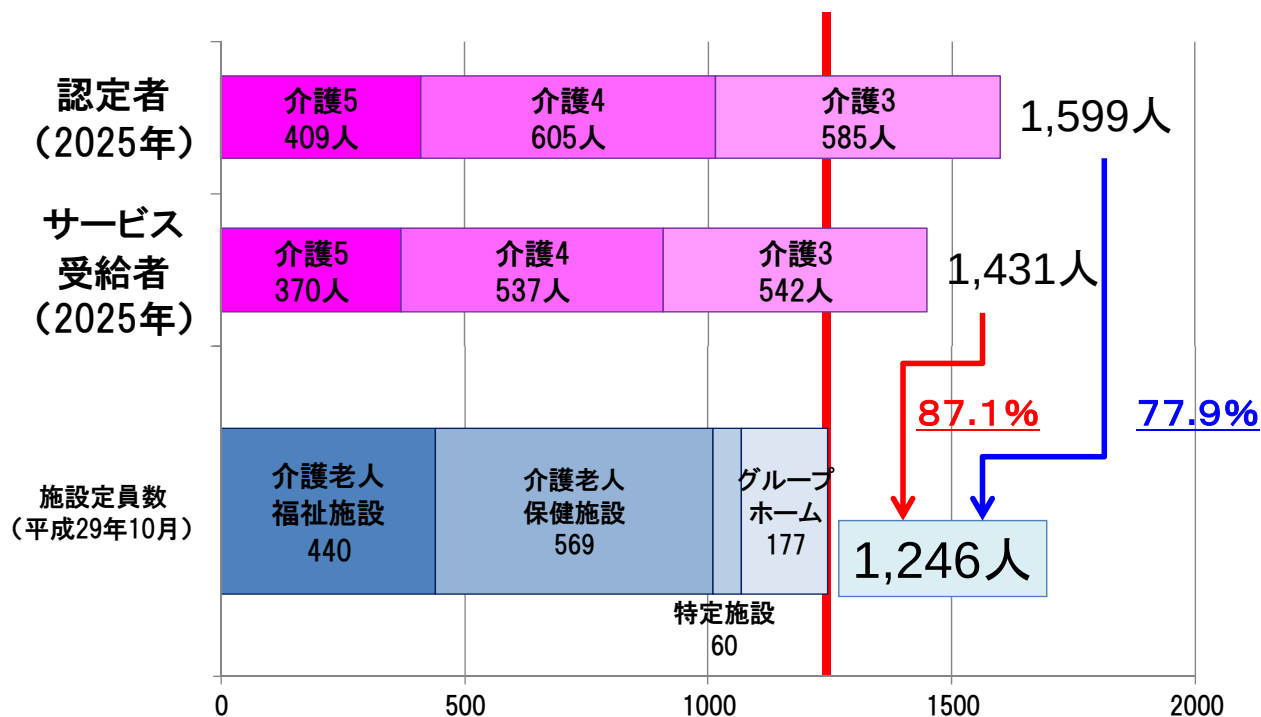
第6期計画における整備目標

		山代圏域 (庄地区)	動橋圏域 (分校地区)	山中圏域 (河南地区)
小規模多機能型居宅介護(サテライト型を含む)・看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1 整備済み	1 整備済み	1 未整備



第6期での整備を見送った**山中圏域(河南地区)の小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型を含む)・看護小規模多機能型居宅介護**を第7期に整備する。

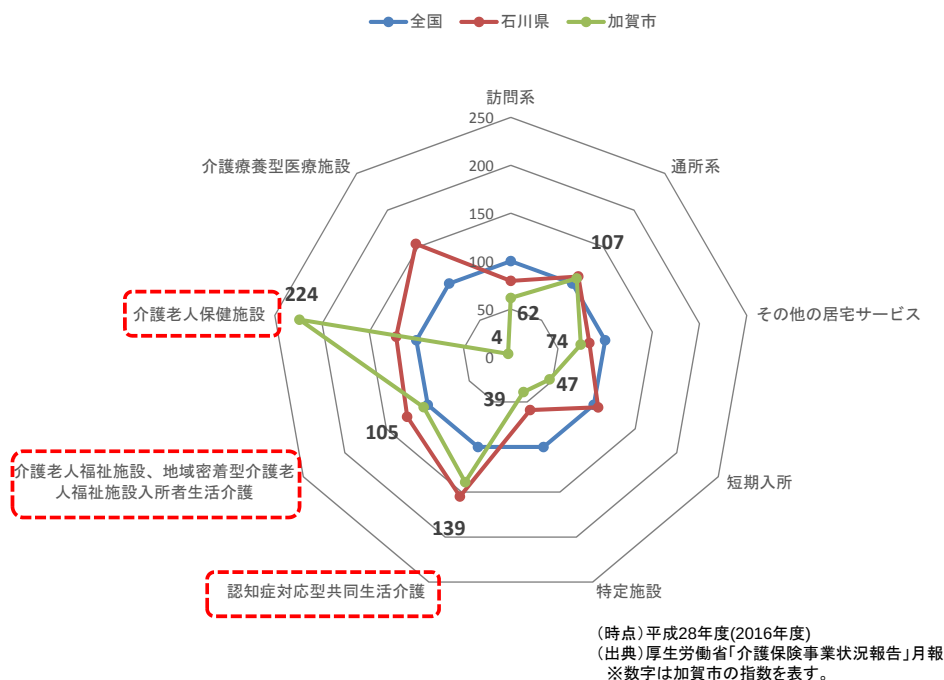
施設サービスについて①(入所系サービスの定員数)



要介護3以上のサービス利用者の約9割をカバーする定員数が既に確保されており、入所系サービスの基盤は充実している。
第7期計画においても、**定員数を増やすことを目的とした施設整備は行わない。**

施設サービスについて②(全国・石川県平均との比較)

第1号被保険者1人あたり給付指数
(全国=100)



介護老人保健施設は全国平均の2.24倍、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は1.05倍、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は1.39倍利用されている。
通所系には小規模多機能型居宅介護が含まれており全国平均の1.07倍となっている。

小規模多機能型居宅介護等について

国の示す2025年の小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標

人口1万人規模の日常生活圏域(中学校区)に対し2事業所(≒人口5,000人に対し定員25名の事業所1つ)

医療・介護制度改革について 社会保障と税の一体改革調査会総会資料より抜粋(H23.11.16)

①小規模多機能型居宅介護の利用者の88.8%は後期高齢者(加賀市の平成29年4月提供実績より)

②2025年の後期高齢化率(全国推計)は17.8%

⇒後期高齢者人口890人(5000人×17.8%)に対して定員25名の事業所1つを想定

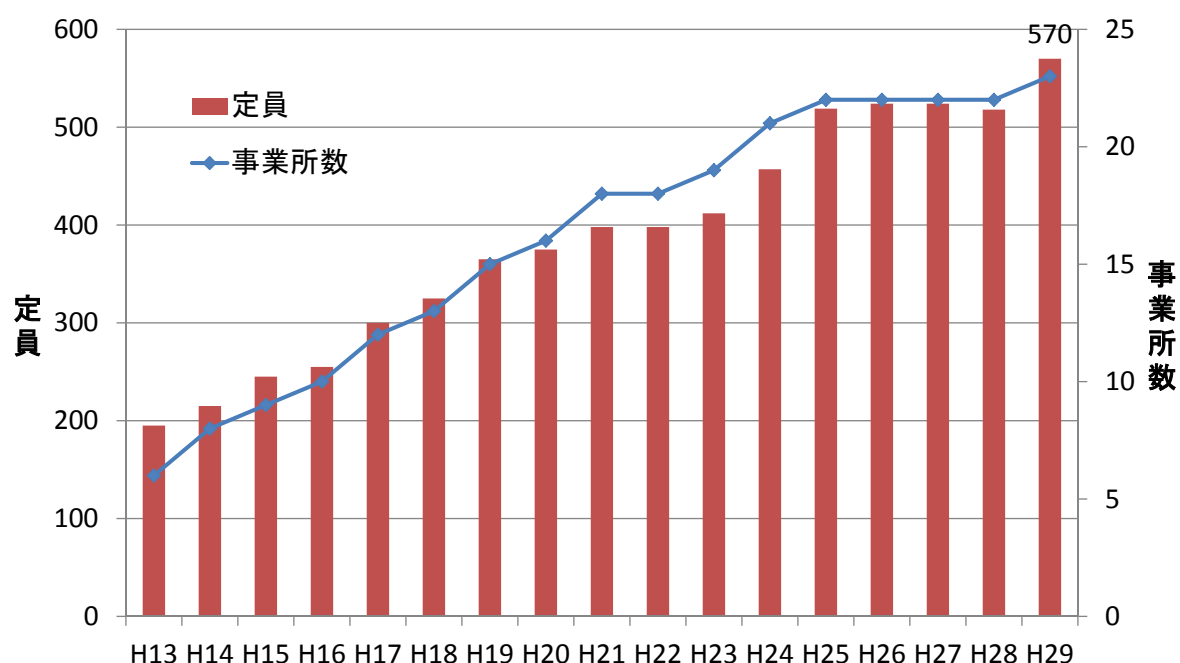


日常生活圏域ごとに定員数を算出

	圏域	大聖寺	山代	片山津	橋立	動橋	作見	山中	市全域
平成29年 (2017年)	事業所数	3	3	2	1	2	2	1	14
	現在の定員数 ①	79	74	54	24	47	50	24	352
	後期高齢者数	3,086	2,624	1,525	503	852	994	1,673	11,257
	必要定員数 ②	87	74	43	14	24	28	47	317
	差引 ①-②	-8	0	11	10	23	22	-23	35

山中圏域で1事業所分(25人定員と仮定)が不足しているため、河南地区に小規模多機能型居宅介護(サテライト型を含む)を1か所を整備する

通所介護事業所等について①(事業所数と定員数の推移)



各年度4月1日現在(休止は除く)
通所介護・地域密着型通所介護の合計

通所介護事業所は事業所数・定員ともに増えてきている。
利用者が通所介護に過度に流れることで他のサービスの利用者が増えない。

通所介護事業所等について②(新設事業所の指定拒否について)

在宅での生活を継続する限界点を高めるためには、施設と同様な機能を地域に展開する在宅サービスとして位置づけられる

- ① 小規模多機能型居宅介護
 - ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- の普及を促進することが重要。



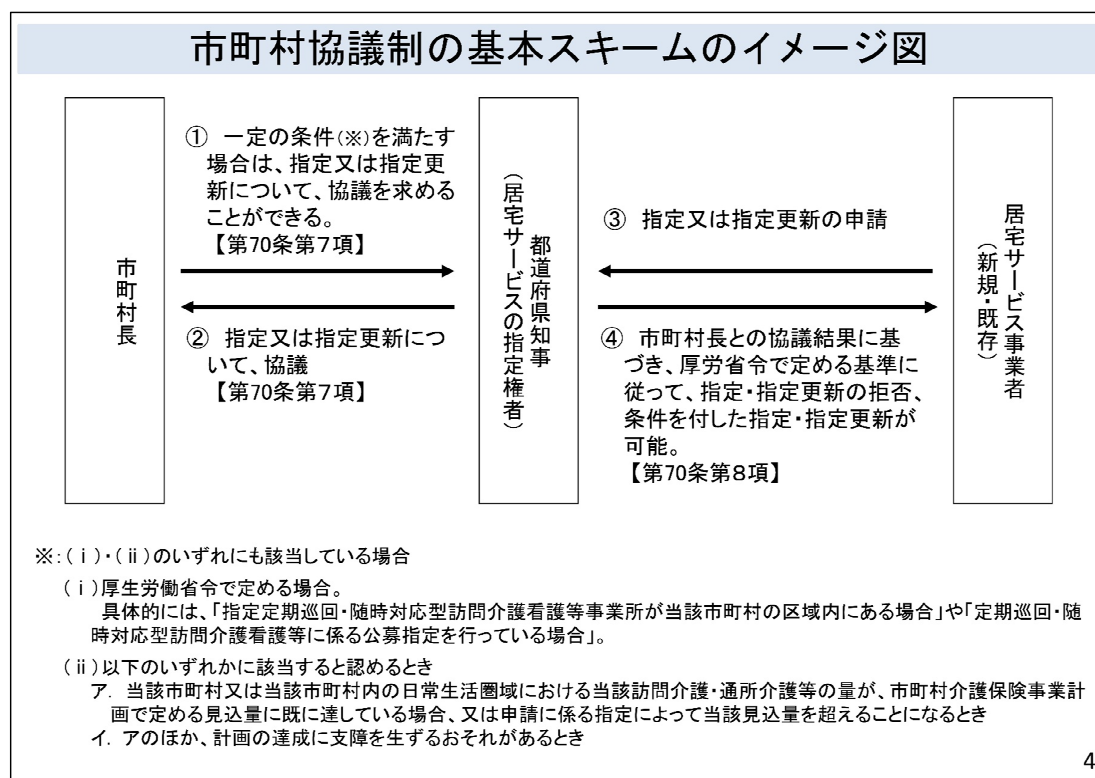
これらのサービスのサービス量を確保するため、通所介護・地域密着型通所介護のさらなる新設は抑制する必要がある。



- ・地域密着型通所介護(市が指定)の新設については原則指定を拒否する。
- ・通所介護(県が指定)の新設について石川県知事に協議を求める。

通所介護・地域密着型通所介護の新設については、事業者よりあらかじめご相談をいただいた上で計画内容を踏まえ、県と協議又は指定拒否の決定を個別に行う。

通所介護事業所(県が指定)の市町村協議の流れ



社会保障審議会介護保険部会(第64回)平成28年9月23日 参考資料3より

一定の条件の下で石川県知事(居宅サービスの指定権者)に通所介護事業所の指定について協議を求めることができる。

地域密着型事業所について①

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設について

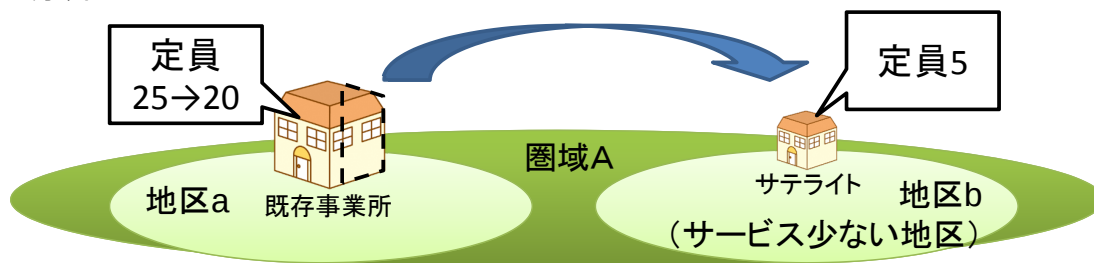
十分な入所・入居施設が整備されていることから追加の整備は行わない。

既存事業所からの切り出しによる小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

既存の小規模多機能型居宅介護から切り出してサテライト型小規模多機能型居宅介護を整備する場合の条件は以下のとおり。

- ① 本体事業所と同一圏域内で地域密着型サービス等が少ない地区での整備であること
- ② 登録定員の合計は原則増加しないこと
定員を増加する場合は圏域内の需給状況により個別に判断
・圏域内の全小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率が高い状態で
圏域内利用者の相当数が圏域外の事業所に登録している場合 など
- ③ 訪問機能は必須とする
通いを中心としながら訪問機能も確保する。

切り出しのイメージ



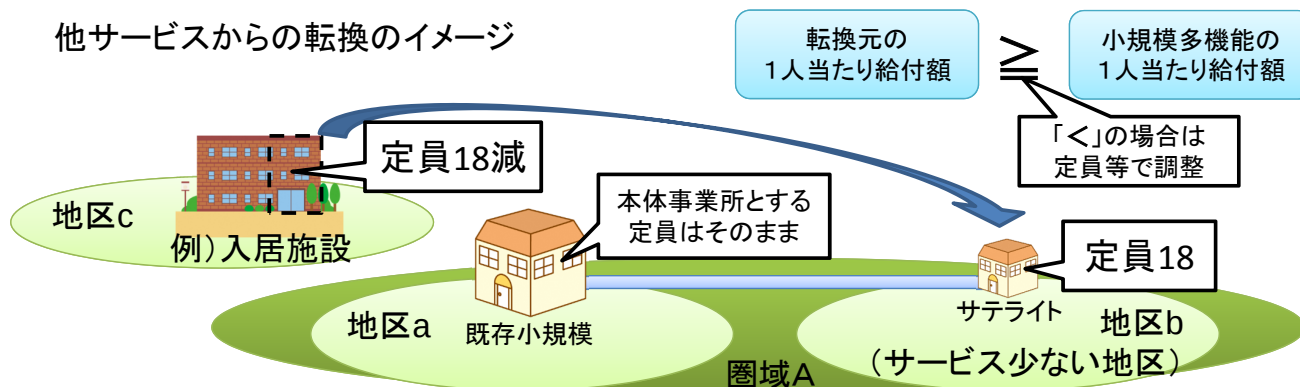
地域密着型事業所について②

他サービス種類の既存事業所の転換又は切り出しによる小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

他サービス種類の既存事業所から切り出してサテライト型小規模多機能型居宅介護を整備する場合の条件は以下のとおり。

- ① 本体とする小規模多機能型居宅介護事業所と同一圏域内で地域密着型サービス等が少ない地区での整備であること
- ② 保険料への影響を考慮する。
1人当たり給付額が少ないサービスから転換の場合は定員や実利用人数を考慮し保険料の増とならないように配慮する。
- ③ 訪問機能は必須とする
通いを中心としながら訪問機能も確保する。

他サービスからの転換のイメージ



その他の整備について

介護保険施設の個室ユニット化

第6期までと同様に、事業者との協議により今度も既存施設の個室ユニット化を推進します。その際には、施設の小規模分散化により、出来る限り街中での整備を行っていくものとします。事業者から施設の総定員数を増加せずにユニット型施設への転換する意向があった場合には柔軟に対応し、個室ユニット化を推進します。

介護予防拠点

第6期までと同様に、国県の整備交付金が活用できることを前提とし、地域密着型サービスの基盤整備を行う場合には、介護予防拠点を併設することとします。

既存の介護サービス事業所が、改修、増築、移転した場合や、地域住民活動の活性化が期待できる場合には整備を検討するものとします。

高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム

介護保険関連の入居施設は十分整備されており、定員数を増やす施設整備は行いません。また、市内には住宅型有料老人ホーム84戸(室)、サービス付き高齢者向け住宅182戸(室)が整備されていますので、加賀市においては充足しているものと考えています。